

## 山形県精神科救急医療システムに関する連絡調整委員会規約

(目的)

第1条 本委員会は、本県における精神科救急に関する緊急時対応課題等について連絡調整を図り、救急業務の円滑な運営と総合的かつ効率的な対策の推進を目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本委員会は、「山形県精神科救急医療システム連絡調整委員会」と称し、事務局を県障がい福祉課内に置く。

(所掌事務)

第3条 本委員会は、第1条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 精神科救急医療システムのあり方の検討及び検証に関すること。
- (2) 各精神科病院及び精神科を標榜する医療機関の連絡調整に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項。

(組織)

第4条 本委員会は、別表に定める委員をもって組織する。

2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

(役員)

第5条 本委員会は、次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長

2 会長及び副会長は、委員の中から互選によって選任する。

(役員職務)

第6条 会長は、本委員会を代表し、会務を総理する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(全体会)

第7条 全体会は、次の事項について審議決定する。

- (1) 精神科救急医療システムの構築（評価・検証を含む）に関すること。
- (2) 規約の制定・改廃に関すること。
- (3) その他必要な事項

(ワーキンググループ等)

第8条 本委員会に、緊急時対応課題等について実務的な検討を行うため、ワーキンググループを置き、取りまとめられた意見については全体会に諮るものとする。また、精神科救急に関係する機関の担当者等を必要に応じて参集し、事例検討や情報交換等を行うための会議を事務局に置くものとする。

(その他)

第9条 本委員会は、必要があるときは、委員以外の者に意見を求めることができる。

2 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が全体会の決議によって定める。

附 則

この規約は、平成21年10月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年1月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年8月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年3月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

(別表)

委員の構成

	区分	所 属	職 名 等
1	医療	山形大学医学部 (山形県公立病院精神科協議会)	教授 (代表)
2		二本松会山形さくら町病院 (日本精神科病院協会山形県支部)	院長 (支部長)
3		公德会佐藤病院 (山形県精神医療審査会)	院長 (代表)
4		山形県立こころの医療センター	院長
5		公立置賜総合病院	診療部長(精神科) (兼)精神科科長
6		山形県立中央病院	精神科の長
7		篠原神経・心療内科クリニック	院長
8		山形県立中央病院	救命救急センター長
9		山形県医師会 (山形県傷病者搬送・受入実施基準協議会)	常任理事 (会長)
10		日本精神科看護協会山形県支部	支部長
11	消防	山形県消防長会	会長
12	警察	山形県警本部生活安全部	参事官
13	行政	山形県健康福祉部	医療統括監
14		山形県精神保健福祉センター	所長
15		山形市保健所	所長
16		山形県村山保健所	所長
17		山形県最上保健所	所長
18		山形県置賜保健所	所長
19		山形県庄内保健所	所長
20		山形県健康福祉部障がい福祉課	課長